

豊中市消費者教育推進計画

令和5年度(2023年度)年次報告

～学び、考え、行動する消費者を育み、
消費者市民社会の構築をめざします～

令和6年(2024年)8月

豊 中 市

本報告書について

本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に策定しました「豊中市消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育を推進することにより「学び、考え、行動する消費者を育み、消費者市民社会の構築」をめざしています。

本報告書は、令和 5 年度（2023 年度）の市の消費者教育に関する取組み等についてとりまとめたもので、消費者教育推進計画の目標達成に向け、消費者教育に関する取組み状況を把握・点検し、評価・見直しを行っていくものです。

目 次

本 編	1
第 1 章 消費者教育推進計画の基本的な考え方と取組みの方向、体系	1
1. 消費者教育推進計画の基本的な考え方と取組みの方向	1
2. 消費者教育推進計画の取組み体系	3
第 2 章 令和 5 年度の消費者教育関連事業の取組み状況	4
1. 取組み状況の概要	4
(1) 多様な場における取組み	4
(2) 消費者の特性に配慮した取組み	8
2. 取組み状況の傾向	9
(1) 消費者教育が育むべき領域及びライフステージ別取組み状況	9
(2) 主な消費者教育関連事業の体系図	10
3. 連携・協働の取組み状況	16
4. 取組み状況まとめ	18
5. 令和 6 年度以降の取組み	18
資 料 編	19
1. 令和 5 年度の消費者教育関連事業一覧	19
2. 参考資料／用語解説（50 音順）	34

第1章 消費者教育推進計画の基本的な考え方と取組みの方向、体系

1. 消費者教育推進計画の基本的な考え方と取組みの方向

豊中市消費者教育推進計画

昨今、キャッシュレス化や民法の120年ぶりの大改正、成年年齢の引き下げ*など商取引形態等が急速に変わろうとしており、また、高齢者を狙った詐欺トラブルが多発したり、環境等に配慮した消費活動が求められるなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化しています。こうしたことに消費者が対応するためには、消費者教育*の推進が求められています。

そこで、本市では、平成30年（2018年）3月に、これまでの市の消費者教育の取組みを体系的に整理し、市民や事業者、関係機関等と総合的かつ一体的に推進していくことを目的に、豊中市消費者教育推進計画を策定しました。

同計画では、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間を計画期間とし、めざすべき姿として「学び、考え、行動する消費者を育み、消費者市民社会*の構築をめざす」ことを掲げています。

また、重点取組みとして、18歳前後の若者世代への消費者教育や高齢者世代への消費者教育の推進、各種相談・支援窓口や関係機関等との連携・協働の充実を図っていきます。

*の下線の用語は、資料編（P34）で解説しています。



※ 消費者教育推進計画は、ホームページで詳しくご覧いただけます。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/roudou/shohi/shouhikeikaku.html>

※消費者教育が育むべき力

①消費者市民社会の構築に関する領域

消費者市民社会の実現に向け、適切な商品・サービスを選択し、消費生活に関する課題解決のために行動できる力を身に付けること

なお、消費者市民社会とは、消費者がお互いの違いを大事にしながら、地球のことや社会のこと、将来世代のことを考えて行動することで、公正で持続可能な社会をつくっていくような社会

②商品やサービス等の安全に関する領域

商品やサービス等の情報収集に努め、内在する危険を予見・回避し、適切に行動できる力を身に付けること。商品等のラベルやマーク、説明書等を理解して行動するなど

③生活の管理と契約に関する領域

契約の意味を正しく理解し、トラブルの回避や対処、収支バランスを考えた金銭管理等ができる力を身に付けること

④情報とメディアに関する領域

情報収集・発信により消費生活の向上に役立て、メディア等をうのみにせず、様々な情報を読み解き活用できる力を身に付けること

消費者教育推進計画の基本的な考え方と取組みの方向

＜めざすべき姿＞

学び、考え、行動する消費者を育み、消費者市民社会の構築をめざします。

消費者被害を未然に防止するための啓発・注意喚起の取組みと消費者市民社会構築に向けた消費者教育を進めます。

体系的推進の取組みの方向

消費者教育が育むべき力※を次の4つの領域に区分し、消費者教育を推進します。

- ①消費者市民社会の構築に関する領域
- ②商品やサービス等の安全に関する領域
- ③生活の管理と契約に関する領域
- ④情報とメディアに関する領域

多様な場における取組みの方向

学校（就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等）や地域、家庭、職域といった多様な場における消費者教育を進めていきます。

消費者の特性に配慮した取組みの方向

高齢や病気・障害等により判断力が不十分になっていることや、外国からの移住等による消費生活情報の不足により被害に遭いやすい人等に対して、消費者教育を進めていきます。

多様な主体との連携・協働

- ①国、大阪府等
- ②消費者行政と他の専門行政
- ③市と消費者団体、事業者団体等と連携・協働し進めていきます。

重点取組み

- ・各種相談・支援窓口や関係機関等との連携・協働の充実
- ・65歳以上の高齢者世代への消費者教育の推進
- ・18歳前後の若者世代への消費者教育の推進

推進体制

「豊中市消費者教育推進計画連絡会議」を設置し、消費者教育推進計画の進捗状況を確認・情報共有を行い、その結果を消費生活審議会において点検・評価し、PDCA（計画・実施・点検・改善）サイクル*により推進していきます。

2. 消費者教育推進計画の取組み体系

(1) 多様な場における取組み

① 学校(就学前、小学校・中学校、高等学校、大学等)における取組み

学校等への出前教室や消費生活情報の提供など

- ・消費者教育用副読本「くらしのノート」を活用した小学生及び中学生向けの出前教室の実施(拡充取組み)
- ・高校・大学等への消費生活情報の提供等の実施(重点・継続取組み)など



② 地域における取組み

地域への出前講座や消費生活情報の提供など

- ・自治会などの地域へ出向く移動消費者教室「くらしのひろば」の実施(重点・拡充取組み)など



③ 家庭における取組み

冊子の発行やホームページ等の消費生活情報の提供など

- ・消費者被害の早期発見や予防と拡大防止のため、「くらしの安心メール」や「市公式LINE」の配信や消費生活情報紙「くらしの情報」の配布など



④ 職域における取組み

消費者に配慮した事業活動や従業員教育への消費生活情報の提供など

- ・介護保険事業者連絡会等の事業者の取組みへの消費生活情報の提供(拡充重点取組み)など

(2) 消費者の特性に配慮した取組み

高齢者等への各種相談・支援窓口等で消費生活情報の提供・共有など

- ・消費者安全確保地域協議会や特殊詐欺被害防止対策連絡会議等との連携・協働

第2章 令和5年度の消費者教育関連事業の取組み状況

1. 取組み状況の概要

令和5年度(2023年度)の市における消費者教育の取組みは、資料編「1. 令和5年度の消費者教育関連事業一覧」(P19～P33 参照)のとおりでした。

これらの取組みのうち、重点取組みである18歳前後の若者世代に対する消費者教育として、令和4年(2022年)4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若者世代(10歳代・20歳代)の消費者トラブルの増加に備え、高等学校4校に対して、消費者教育出前講座「成年年齢が18歳に！契約やトラブル事例について学ぼう。」を開催しました。また、65歳以上の高齢者世代への重点取組みとして、「特殊詐欺被害防止セミナー」を開催し、簡易型自動録音機を無料で配布し、特殊詐欺被害のリスクがより高い市民に対して、警察と連携して被害防止対策機器を無料で貸与する事業を実施したり、無人ATMに人感センサー設置し、注意を促しました。

関係課等との連携・協働の充実に関する重点取組みとして、最近の悪質商法や特殊詐欺の事例などを紹介するチラシを自治会を通じて配布したほか、子どもの発達とともに起こりやすい事故をまとめた「乳幼児の事故防止ガイド」を作成し、関連部局と連携して子育て世代を中心に配布するなどの取組みを行いました。

(1) 多様な場における取組み

① 学校(就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等)における取組み

(i) 就学前

就学前は、幼児の身近な大人の影響が大きいいため、保護者や先生向けに働きかけが重要であり、子どもの事故や食育等に関する情報について発信しました。

食品ロス削減絵本をこども園や地域のイベントで配布しました。

主な取組み		実績	参照頁
食品ロス削減絵本「きょうのきゅうしょくな～にかな」や「とよなか食品ロス・ゼロハンドブック」をこども園等で配布		1,800冊 4,000冊 発行	P20

※詳細は資料編「1. 令和5年度の消費者教育関連事業一覧」(P19～P33) 参照

(ii) 小学校・中学校・高等学校

学校における消費者教育は、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて行われています。

また、小学校や中学校における消費者教育を支援するため、学校へ出向く出前教室や教員セミナー、消費者教育用副読本の配付のほか、様々な機会を通じた消費生活情報の提供等に取り組みしました。

令和5年度(2023年度)は引き続き高等学校の生徒にネットやスマホのマナーや立ち止まって考える習慣の大切さなどを、トラブル事例を通して学ぶ、消費者教育出前講座

を開催し、同年代から寄せられた相談事例を挙げながら、契約トラブルを自分事として捉えてもらうとともに、注意点を分かりやすく伝えトラブルに巻き込まれないよう啓発を行いました。

主な取組み	実績	参照頁
消費者教育用副読本「くらしのノート」の内容を精査と、「くらしのノート」を活用した小学5・6年生及び中学生向けの消費者教育出前教室の実施 	・ 副読本内容改編 ・ 出前教室 43 回開催	P23 P22
小・中学校の技術・家庭科教員向けの「くらしの教員セミナー」の実施 	・ 食育もったいない食べ物を大切に	P22

※詳細は資料編「1. 令和5年度の消費者教育関連事業一覧」(P19～P33) 参照

(iii) 大学等

大学等の時期は社会との関わりが大きくなる一方で、社会経験が浅いため消費者トラブルに遭いやすいことから、大学生等が一人の消費者として責任ある行動がとれるよう、重点取組みとして啓発チラシの配布により情報提供を行いました。

主な取組み	実績	参照頁
若者に多い契約トラブル啓発チラシの配布	・ 大学等において啓発チラシを配布	P24

※詳細は資料編「1. 令和5年度の消費者教育関連事業一覧」(P19～P33) 参照

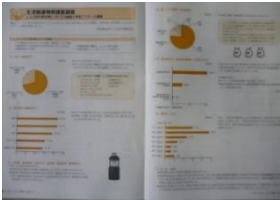
② 地域における取組み

地域における高齢者、若者、子育て中の保護者等向けの消費者教育に取り組むとともに、市民活動団体の消費者活動への支援や、自治会等地域に出向いて、消費者啓発講座の実施に取り組みました。

この他、特殊詐欺被害防止のための情報提供や、判断力が不十分となっている人など消費者被害に遭いやすい人に対して、見守り活動を行う市民活動団体等と連携を図り、情報提供等に取り組みました。

特に重点取組みの65歳以上の高齢者世代に対して、特殊詐欺被害を防止するため特殊詐欺被害防止セミナーを開催し、簡易型自動録音機を無料で配布するなどの、注意喚起を行いました。

主な取組み	実績	参照頁
【重点・継続取組み】 地域へ出向く移動消費者教室「くらしのひろば」の実施と新たな啓発対象者や回数を増やす等の拡充実施。出前教室（広報戦略課受付含む）	・ 12 回 402 人	P22

消費生活セミナーの実施	・ 2 回 69 人	P22
消費者団体との協働による消費者啓発講座等（生活情報ひろば事業）の実施	・ 講座 63 回 ・ パネル展示等	P24
消費者団体との協働によるくらしかん祭りの実施 	・ 参加者数 延べ 501 人	P24
消費生活情報に関する「くらしの情報」の配布 	・ 2 回、計 6,036 部配布（点字版含む） ・ 1 回、P D F 版の作成	P23
消費者問題などに関する課題別講座の実施	・ 「金融トラブルに巻き込まれないために～特殊詐欺の手口と対策」 他 35 回 ・ 参加者数 延べ 306 人	P33

※詳細は資料編「1. 令和5年度の消費者教育関連事業一覧」（P19～P33）参照

③ 家庭における取組み

家庭における消費者教育のために、冊子の発行やメール配信など様々な媒体を使い、情報提供を行いました。

主な取組み	実績	参照頁
消費者被害の防止のための「くらしの安心メール」の配信 市公式 LINE を活用した注意喚起の情報提供	・ 39 回発信	P23
消費生活情報に関する「くらしの情報」の配布（再掲）	・ 3 回、計 6,036 部配布（点字版含む）1 回、P D F 版の作成	P23
母子健康手帳や冊子「妊婦さんを支えるパートナーやご家族のみなさまへ」による子どもの事故予防啓発 	・ 2,915 人に配付	P32

※詳細は資料編「1. 令和5年度の消費者教育関連事業一覧」（P19～P33）参照

④ 職域における取組み

事業者には、事業活動における消費者への配慮を促し、公正かつ持続可能な社会の形成に事業者が積極的に参画することを働きかけ、事業者の取組みを支援するため、消費生活情報の提供等に取り組みました。

また、既に消費者教育や地域での見守り活動などに積極的に取り組んでいる事業者に対しては、より情報共有を深め、連携・協働による取組みをさらに進めました。

主な取組み	実績	参照頁
【重点・継続取組み】 事業者(新人従業員等)向け移動消費者教室 「くらしのひろば」の実施と新たな啓発対象者・回数増等の拡充実施	・ 商工会議所の新人研修	P22
【重点・拡充取組み】 事業者との協働による見守り活動への消費生活情報の提供等と新たな啓発対象者・回数増等の拡充実施	・ 介護保険事業者連絡会へ特殊詐欺被害防止についての情報提供 ・ 地域包括支援センターへの啓発情報提供	P22
環境配慮活動促進のための豊中エコショップ制度の実施	・ 21 店舗認定	P20

※詳細は資料編「1. 令和5年度の消費者教育関連事業一覧」(P19～P33) 参照

(2) 消費者の特性に配慮した取組み

高齢や病気・障害、外国からの移住による日本の消費生活情報の不足などで被害に遭いやすい人やその支援者を対象とした消費者教育として、消費者啓発情報の提供を中心に取り組みました。

孤立しがちな単身高齢者等に対しては、地域の福祉ネットワーク等と連携し地域で支えあえるよう、介護保険事業者連絡会や地域包括支援センターなど地域の団体等に情報を提供し、地域で協働して行う見守り活動を支援しました。

また、各種相談・支援窓口等において、特殊詐欺をはじめとする消費者向け啓発チラシや資料等の配布による情報共有及び市民への情報提供に取り組みました。

主な取組み	実績	参照頁
【重点・拡充取組み】 事業者との協働による見守り活動への消費生活情報の提供等と、新たな啓発対象者・回数増等の拡充実施（再掲）	・ 介護保険事業者連絡会へ特殊詐欺被害防止についての情報提供 ・ 地域包括支援センターへの啓発情報提供	P22
特殊詐欺被害防止セミナーおよび簡易型自動録音機無料配布	・ 開催回数：64 回 ・ 参加人数：443 人 「簡易型自動録音機」 → 	P22
消費生活情報紙「くらしの情報」の点字版の市内公共施設での配架	・ 3 回発行し、市役所・出張所、図書館等に配架	P23
地域福祉ネットワーク会議（豊中市社会福祉協議会）での消費者被害防止のための情報の提供	・ 14 回参加し、啓発情報を提供	P33
各種相談・支援窓口での消費者被害防止のための情報共有及び市民への情報提供	・ 44 課・関係機関による 38 事業（151 回）での特殊詐欺や消費者啓発チラシ・資料等の配布（約 171,000 枚） ・ 「こども見守りハンドブック」（消費者庁発行）を関係窓口に配付他	P19 P23

※詳細は資料編「1. 令和5年度の消費者教育関連事業一覧」（P19～P33）参照

2. 取組み状況の傾向

(1) 消費者教育が育むべき領域及びライフステージ別取組み状況

令和5年度(2023年度)の消費者教育関連事業を消費者教育が育むべき領域、成人期等のライフステージ*、学校・地域等の多様な場別に分類調査しました。

事業数は83あり、これらの事業を消費者教育が育むべき領域別にみると環境や人権等で様々な分野が関連する「消費者市民社会の構築」の領域が最も多く、ライフステージ別にみると「成人期」を対象とする事業が多くなりました。(以下の図表参照)

図表 令和5年度消費者教育関連事業数(消費者教育が育むべき領域及びライフステージ別)

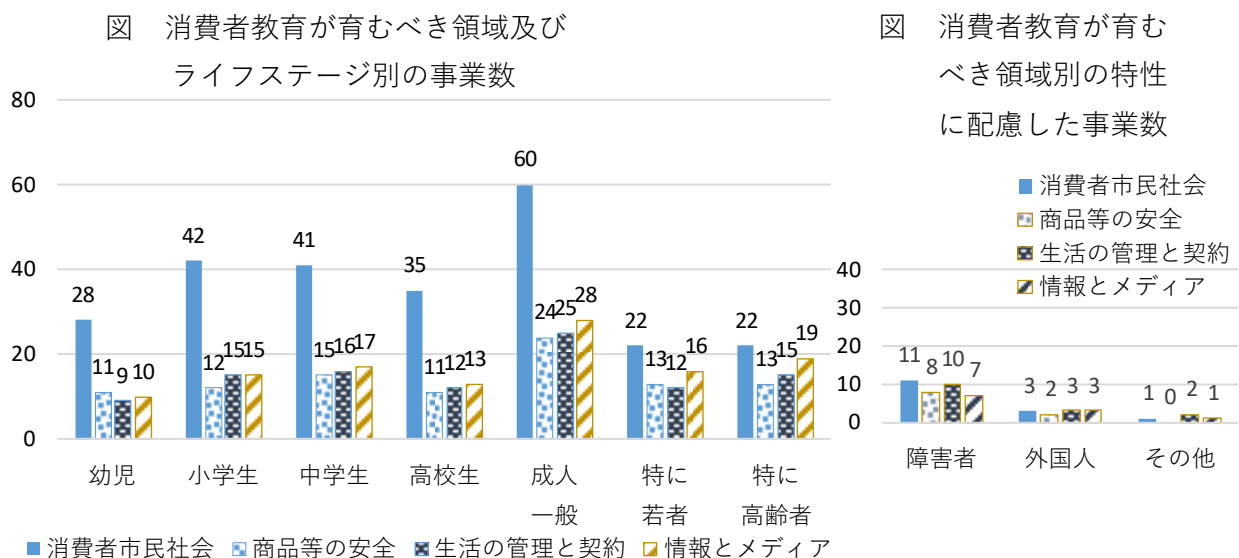


表 消費者教育関連事業数(消費者教育が育むべき領域及びライフステージ別)

ライフステージ 及び様々な場 消費者教育 が育むべき領域	ライフステージ別事業数								特性に配慮した事業数		
	学校等(学校教育内の 消費者教育事業数は除く)				成人期			小計	配慮対象		
	幼児	小学生	中学生	高校生	成人 一般	特に 若者	特に 高齢		障害者	外国人	その他
消費者市民社会	28	42	41	35	60	22	22	250	11	3	1
商品等の安全	11	12	15	11	24	13	13	99	8	2	0
生活の管理と契約	9	15	16	12	25	12	15	104	10	3	2
情報とメディア	10	15	17	13	28	16	19	118	7	3	1

（２）主な消費者教育関連事業の体系図

令和５年度（2023 年度）の消費者教育関連事業を消費者教育が育むべき領域とライフステージごとの分布状況を見ると、以下の体系図のとおりとなりました。この分布状況においても前頁の（１）と同様に、「消費者市民社会の構築」の領域の事業が多く、また、「成人期」を対象とした事業が多いことがみてとれます。

図 令和5年度の主な消費者教育関連事業の体系図(消費者教育が育むべき領域及びライフステージ別)

【様々な場(学校・地域・家庭・職域)において】

育むべき領域		対象年齢					特に若者	特に高齢者			
		幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	成人一般				
消費者生活市民社会の構築	費者	広報とよなか・ホームページ等による情報発信							●	●	
		環境学習の推進 (出前講座)		環境学習の推進 (クルマ大集合等)		環境学習の推進 (出前講座)		環境学習の推進 (出前講座)			
		とよなか市民環境展					とよなか市民環境展				
		地球温暖化対策省エネ推進事業					地球温暖化対策省エネ推進事業				
		環境交流センター運営管理(市民へ環境に配慮した行動を促進)					環境交流センター運営管理 へ環境に配慮した行動を促進) (市民				
		ごみ減量啓発事業(環境学習 こども園等)					ごみ減量啓発事業(地域説明会等)				
		絵本「きょうのきょうしゅくしなへにかな」の発行、「とよなか食品ロスゼロハンドブック」の発行		「とよなか食品ロス・ゼロハンドブック」の発行、フードドライブ、量中エコショップの認定等							
		市民公益活動支援センター運営管理事業 (市民活動サポート事業、ショーウィンドー展示等)					市民公益活動支援センター運営管理事業 (ちやぶ台集会、市民活動サポート事業、ショーウィンドー展示、ピンポイント講座、マッチング交流会等)		●	●	
		多文化共生施策の推進(外国人市民への生活相談・情報提供)							●	●	
							消費者啓発事業 (消費生活セミナー、悪質商法追放キャンペーン、特殊詐欺被害防止セミナー等)		●	●	
					くらしのひろば (移動消費者教室、出前教室等)		●	●			
学校副読本「くらしのノート」											
消費生活情報紙「くらしの情報」による情報発信							●	●			
					高校等への情報提供・ 出前講座の実施		●	●			
					大学等への情報提供		●	●			
					くらしの安心メールによる情報発信		●	●			
就学前の子どもの保護者への消費生活情報の提供等											
くらしの祭							●	●			
生活ひろば事業							●	●			
					成年後見制度利用支援事業		●	●			
					地域包括支援センター 介護予防地域教室		●	●			
障害者相談支援事業							●	●			
障害者基幹相談支援センター事業							●	●			
食育関連事業(「食育推進のための安全安心ハンドブックⅢの活用」「食育プラスワンシートの配布」等)							●	●			
					特定給食指導等事業						
					健康づくり計画の推進						
自殺対策事業(自殺に関する知識等の普及啓発)											
精神保健事業(自殺予防のための人材育成事業)											
					医療安全支援事業						
薬物乱用防止啓発(啓発キャンペーン等)							●	●			
食品衛生事業(講習会等)							●	●			
水道出前教室											
豊中市伊丹市クリーンランド環境学習の推進(施設見学会・出前講座他)											
					地域福祉ネットワーク会議		●	●			

育むべき領域							特に若者	特に高齢者
	幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	成 人 一 般		
商 品 や サ ー ビ ス 等 の 安 全	広 報 と よ な か ・ ホ ー ム ペ ー ジ 等 に よ る 情 報 発 信						●	●
					消 費 生 活 セ ミ ナ ー		●	●
	学 校 へ の 出 前 教 室			くらしのひろば(移動消費者教室)				●
	学校副読本「くらしのノート」			悪質商法追放キャンペーン				
	消 費 生 活 情 報 紙 「 く ら し の 情 報 」 に よ る 情 報 発 信						●	●
				高校等への情報提供・ 出前講座の実施	大学等への情報提供		●	
	就学時の子どもの保護者への消費生活情報の提供等					くらしの安心メールによる情報発信	●	●
	く ら し か ん 祭 り						●	●
	生 活 ひ ろ ば 事 業						●	●
						地域包括支援センター 介護予防地域教室		●
	障 害 者 相 談 支 援 事 業							
	障 害 者 基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー 事 業							
	感 染 症 予 防 事 業						●	
	健康教育			健 康 教 育				
	母子健康手帳交付事業			母子健康手帳交付事業				
	水 道 出 前 教 室							
						地域福祉ネットワーク会議		●

育むべき領域							特に若者	特に高齢者
	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	成人一般		
生活の管理と契約	広報とよなか・ホームページ等による情報発信						●	●
	学校への出前教室 学校副読本「くらしのノート」				消費生活セミナー 働くための基礎知識講座		●	●
					くらしのひろば(移動消費者教室)		●	
					恵質商法追放キャンペーン 特殊詐欺被害防止セミナー			
	消費生活情報紙「くらしの情報」による情報発信						●	●
	高校等への情報提供・ 出前講座				大学等への情報提供		●	
	くらしの安心メールによる情報発信						●	●
	くらし祭り						●	●
	就学前の子どもの保護者への消費生活情報の提供等				生活関連物資課題調査			●
	生活ひろば事業						●	●
	成年後見制度利用支援事業							●
	地域包括支援センター 介護予防地域教室							●
	障害者相談支援事業							
	障害者基幹相談支援センター事業							
	水道出前講座							
	公民館・公民分館講座				公民館・公民分館講座			●
公民館・公民分館講座				地域福祉ネットワーク会議				

育むべき領域	幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	成 人 一 般	特に若者	特に高齢者
情報とメディア	広 報 と よ な か ・ ホ ー ム ペ ー ジ 等 に よ る 情 報 発 信						●	●
						市民公益活動支援センター運営管理事業（ちゃぶだい集会等）		
						消 費 生 活 セ ミ ナ ー	●	●
						悪質商法追放キャンペーン		
						特殊詐欺被害防止セミナー		●
						学校のひろば(移動消費者教室)		●
						学校への出前教室		
						学校副読本「くらしのノート」		
	消 費 生 活 情 報 紙 「 く ら し の 情 報 」 に よ る 情 報 発 信						●	●
						高校等への情報提供・出前講座	●	
						大学等への情報提供		
						くらしの安心メールによる情報発信働くための基礎知識講座	●	●
						生活関連物資課題調査		
						就学前の子どもの保護者への消費生活情報の提供等		
	く ら し か ん 祭 り						●	●
	生 活 ひ ろ ば 事 業						●	●
						地域包括支援センター介護予防地域教室		●
	障 害 者 相 談 支 援 事 業							
	障 害 者 基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー 事 業							
	食 品 衛 生 事 業 （ 講 習 会 等 ）						●	●
						出前講座（図書館司書による情報活用講座）	●	
						公 民 館 ・ 公 民 分 館 講 座		●
						公 民 館 ・ 公 民 分 館 講 座		●
						地域福祉ネットワーク会議		●

【特性に配慮した取組み】

育むべき領域	障 害 者	外 国 人	そ の 他
消費者市民社会の構築	広報とよなか・ホームページ等による情報発信		
	消費生活情報紙「くらしの情報」による情報発信		
	地域福祉ネットワーク会議		
	多文化共生施策の推進 (外国人市民への生活相談・情報提供)		
	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度利用支援事業
	障害者相談支援事業		
	障害者基幹相談支援センター事業		
商品やサービス等の安全	広報とよなか・ホームページ等による情報発信		
	消費生活情報紙「くらしの情報」による情報発信		
	地域福祉ネットワーク会議		
	障害者相談支援事業		
	障害者基幹相談支援センター事業		
生活の管理と契約	広報とよなか・ホームページ等による情報発信		
	消費生活情報紙「くらしの情報」による情報発信		
	地域福祉ネットワーク会議		
	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度利用支援事業
	障害者相談支援事業		
	障害者基幹相談支援センター事業		
情報とメディア	広報とよなか・ホームページ等による情報発信		
	消費生活情報紙「くらしの情報」による情報発信		
	地域福祉ネットワーク会議		
	障害者相談支援事業		
	障害者基幹相談支援センター事業		

3. 連携・協働の取組み状況

令和5年度の消費者教育にかかる連携・協働の取組み実績（P17 参照）のうち、啓発に関しては、44 関係機関で 38 事業（延べ 152 回、約 171,000 枚のチラシ等の配布）を行い、令和4年度の 47 関係機関、39 事業（延べ 147 回、約 119,000 枚のチラシ配布）と比べて、関係機関数、連携・協働の取組みが減少しています。相談窓口での連携・協働の取組みは 17 件あり、内訳として相談窓口、行政、企業・団体からくらしかんへつないだ件数が 12 件、くらしかんから地域包括支援センター等関係窓口は 5 件ありました。

令和5年度の消費者教育にかかる連携・協働の取り組み状況（実績）

◆啓発 44（課・機関） 38 事業（152 回、171,123 枚配布）

連携先	事業内容	回数	数	備考
市内の小・中学校	消費者教育用副読本「くらしのノート」を授業で活用	1	8,400	小学5年生4,200冊 中学1年生4,200冊
市内の中学校・高等学校・大学 他	若者向け消費者啓発チラシ・冊子を配布	2	22,100	「社会への扉4,100冊」「チラシ18,000部」 中学生は3年生のみ
消費者団体（くらしかん登録8グループ）	消費者啓発チラシ配布	12	480	定例会
地域連携課	消費者啓発チラシ掲示	1	500	自治会配布
千里文化センター	消費者啓発チラシ配布	1	—	
	特殊詐欺啓発ポスター掲示	1	2	
公民館	特殊詐欺被害防止セミナー開催	64	443	中央・庄内・蛍池・千里公民館
庄内出張所	特殊詐欺・悪質商法のぼり旗設置	1	—	
	デジタルサイネージを活用した啓発	随時	—	
市民課	消費者啓発チラシ配布	6	12,000	転入者に配布
広報戦略課	特殊詐欺被害発生の情報提供	1	—	広報誌、ホームページ、LINE、X
		1	—	広報とよなか12月号裏表紙掲載
福祉事務所	消費者啓発チラシ配布	1	7,200	
保険相談課・保険給付課 長寿安心課	特殊詐欺の注意喚起として送付用封筒裏面印刷	随時	—	
行政総務課	まちかねビジョンでDVD放映（大阪府警提供）	1	—	通年（H29.5～）
	特殊詐欺啓発のぼり旗設置	1	—	
	消費者啓発・特殊詐欺啓発ポスター掲示	随時	—	
長寿社会政策課	消費者啓発チラシ情報提供	3	—	介護事業者連絡会（リモート開催）
	特殊詐欺被害防止啓発	1	7,000	介護給付費通知に同封
長寿安心課	消費者啓発チラシ配布	12	24,000	介護保険証の返送依頼文書に同封
家庭ごみ事業課 減量計画課	特殊詐欺被害防止啓発	1	—	パッカー車の拡声器による注意喚起
おやこ保健課、子育て支援センターほっぺ、こども安心課、こども支援課、こども事業課	子育て（乳幼児用）向け啓発チラシ情報提供	1	10,000	
こども事業課 人権政策課	消費者啓発冊子情報提供	1	420	「こども見守りハンドブック」
保健安全課	特殊詐欺被害防止啓発	1	—	市内の薬局に設置しているデジタルサイネージを活用した注意喚起
市立豊中病院	豊中病院外来待合室テレビでDVD放映	1	—	通年（H28.1～）
消防局	消費者啓発チラシ情報提供	1	9,000	戸別訪問
庁内各課（13課）	特殊詐欺啓発チラシおよび訪問勧誘お断りシール配布、消費者啓発ポスター掲示他	5	3,600	5事業（受付配架含む）
社会福祉協議会	消費生活情報紙「くらしの情報」配布	3	1,614	民生・児童委員役員会（2回）
	消費者啓発チラシ情報提供	14	—	地域福祉ネットワーク会議（7地域）
大阪府警察	特殊詐欺被害防止啓発チラシ作成	1	5,000	
	110番の日に千里での特殊詐欺の啓発	1	5,000	
	自治会等への出前講座	1	20	市とともに実施
	被害防止対策機器無料貸与	1	121	
	ナフキン・うちわ等を利用した特殊詐欺の啓発	1	53,000	
	録音機能付き音声発生器（せつと君）	1	23	無人ATM取り付け
	特殊詐欺被害防止啓発ステッカー	1	200	市内コンビニエンスストア
郵便局	特殊詐欺被害防止啓発ステッカー	1	400	
コ－プこうべ	消費者啓発チラシ配架	4	400	店舗での配架
	消費生活情報紙「くらしの情報」配架	2	200	店舗での配架（100×2回）
合計	44（課・機関）	38事業	152	171,123

◆ 相談： 【他機関との連携 17 件】
 ・相談窓口、行政、企業・団体からくらしかんへ： 12 件
 ・くらしかんから地域包括支援センター等関係窓口へ： 5 件

4. 取組み状況まとめ

令和5年度（2023年度）の取組み状況として、市内の消費者教育関連事業は前年度とほぼ同様の傾向で実績のなかった事業も含め、83事業に取り組みました。関連する事業数は改廃を含めて同程度で推移しており、安定的に消費者教育が推進されています。

豊中市消費者教育計画の重点取組みである、①18歳前後の若者世代の消費者教育の推進では、令和4年（2022年）4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若者世代の消費者トラブルに備え、高等学校4校に対し、消費者教育出前講座「成年年齢が18歳に！契約やトラブル事例について学ぼう。」を開催し、同年代から寄せられた相談事例を挙げながら、契約トラブルを自分事として捉えてもらうとともに、注意点を分かりやすく伝えトラブルに巻き込まれないよう啓発を行うなど、より一層の消費者教育の推進を図りました。

②65歳以上の高齢者世代の消費者教育の推進では、特殊詐欺被害を未然に防止するため、出前講座や特殊詐欺被害防止セミナーを開催し、簡易型自動録音機を無料で配布し、周知・啓発に努めましたが、大阪府内における特殊詐欺被害件数の増加に併せて、豊中市においても被害件数は令和4年に比べ令和5年は微増となりました。

③関係機関との連携・協働では、各種窓口や地域の見守り活動と連携して啓発に取組み、44関係機関、152回、約171,000部に及ぶ啓発チラシ等の配布を行いました。連携した関係機関数は若干減少しましたが、回数、部数は前年度より増え、より連携・協働の充実が図れました。

こうしたことから令和5年度は、引き続き重点取組みを中心に計画どおり実施することができ、消費者教育の段階的な推進が図れています。

5. 令和6年度以降の取組み

令和6年度（2024年度）以降の取組みについては、令和4年（2022年）4月に成年年齢が引き下げられたことを踏まえて、18歳前後の若者世代に対する消費者教育の推進、特に高校への積極的な取組みを引き続き行います。

65歳以上の高齢者世代の消費者教育の推進の取組みとしては、引き続き出前講座において新規対象者への啓発に取り組むとともに、特殊詐欺被害のリスクがより高い市民に対して、被害防止対策機器を無料で貸与する事業を引き続き実施します。

また、消費者トラブル啓発チラシを5か国語に翻訳し、ホームページなどを通じた啓発を行います。

各種相談窓口等の関係課との連携・協働の充実については、連携する関係課等や情報共有の機会の増を順次取り組み、今後も引き続き計画的・段階的に事業の充実を行い、同計画の推進を図ります。

令和5年度 消費者教育に関する取組み状況一覧

資料編

1. 令和5年度の消費者教育関連事業一覧

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)		事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局		
													幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称
																	特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他							
1	広報とよなか等の発行	市民生活に役立つ行政情報や必要な情報、市民・地域などの活動を分かりやすく伝え、市民の行政への参加・参画、協働を促すとともに市民と行政のコミュニケーションや信頼関係を深める。	昭和26年度	直営＋委託	1	広報とよなかの発行	月平均発行部数 205,458部	月平均発行部数 206,325部	月平均発行部数 207,308部	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●	●	●					●	●	都市経営部	広報戦略課		
											商品等の安全	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●				
											生活の管理と契約	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●				
											情報とメディア	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●				
2	インターネットを活用した情報発信等	インターネットを活用して、行政情報や地域情報を分かりやすく市民に伝えるとともに、市民の意見等を収集しながら、双方向の情報受発信を行い、市民と行政の信頼関係づくりをする。	平成8年度	直営＋委託	2	ホームページやソーシャルメディアなどによる情報発信、電子メールによる市民意見の収集	ホームページへの月平均アクセス件数 2,870,315件	ホームページへの月平均アクセス件数 2,069,076件	ホームページへの月平均アクセス件数 1,587,506件	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		環境部	ゼロカーボンシティ推進課	
											商品等の安全	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●					
											生活の管理と契約	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●					
											情報とメディア	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●					
3	環境学習の推進	あらゆる世代の市民一人ひとりが、人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活行動や事業活動を実践し、持続可能な社会を構築する。	18平成年度	直営	3	クルマ大集合(環境交通学習)	実施なし	1校(小学校)	1校(小学校)	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●								●					環境部	ゼロカーボンシティ推進課	
			14平成年度	直営＋委託	4	出前講座	2回 120人	実施なし	3回 83人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●					●	●		●				
			18平成年度	直営＋委託	5	地球温暖化防止イベント	1回 72人(会場39人、オンライン33人)	1回 78人	—	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●						●						
			20平成年度	委託	6	ESDセミナー	2回 22人	2回 62人	—	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●						●						
4	とよなか市民環境展	市民・事業者・行政の環境問題解決に向けての取組みの発表と交流の場の提供。	3平成年度	その他	7	とよなか市民環境展	1回 1,682人	1回 2,232人	1回 2,391人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●						●						

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)	事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局	
												幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称
																特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他						
5	地球温暖化防止地域計画の推進	豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)に基づき、市民・事業者に向けた省エネ活動の普及啓発や省エネ機器の更新の支援、再生可能エネルギーの導入などを進め、市域の温室効果ガスの排出抑制を推進する。	平成21年度	委託	8	市民向け地球温暖化対策省エネ推進事業	省エネ相談会(実施:6回282人)ほか	家電の買い換えキャンペーン(96件)ほか	照明の買い替えキャンペーン(267件)ほか	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●						●		●	ゼロカーボンシティ推進課	
6	環境交流センター運営管理	市民・事業者へ環境に配慮した生活又は行動を促進し、低炭素社会の実現及び循環型社会の形成を図ることを目的としています。	平成25年度	委託	9	環境交流センター運営管理	来館者数:11,900人	来館者数:15,763人	利用者数:17,520人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●						●				
7	ごみ減量啓発事業	市民と協働して、ごみの分別や再資源化を進め、ごみの減量と再生資源化を促進します。	平成6年	直営	10	こども園・幼稚園 小学校 地域説明会	環境学習 こども園・幼稚園6園、小学校35校 出前講座 地域説明会1回	環境学習 こども園・幼稚園15園、小学校40校 出前講座 地域説明会3回	環境学習 こども園・幼稚園14園、小学校38校 出前講座 地域説明会18回	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●		●					●	●				環境部
				直営	11	絵本「きょうのきゆうしよくな～にかな」の発行	発行:5,000冊	発行:5,000冊	発行:1,800冊	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●									●		●			
8	ごみ減量普及啓発事業	地域に密着した自主的なごみ減量・リサイクル活動の増進を図ります。	平成6年度	直営	12	フードドライブの実施支援	7回	7回	8回	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●					●	●	●	●	減量計画課	
				直営	13	「とよなか食品ロス・ゼロハンドブック」の発行	発行:4,000冊	発行:4,000冊	発行:4,000冊	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●					●	●	●			
				直営	14	豊中エコショップの認定年間認定店舗数	20店舗	20店舗	21店舗	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●								●		
				直営	15	とよなかエコショップガイドブックの発行	3000冊	3000冊	5000冊	完了・廃止予定	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●						●	●	●		

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)		事業の対象者(複数選択可)								様々な場				所管部局						
													幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する			学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称				
																	特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人							その他			
9	市民公益活動支援センター運営管理事業	市民公益活動への参加者の増加及び市民公益活動団体の自律的・継続的な発展を支援します。 (庄内コラボセンターの開館に伴い、市民活動情報サロンを閉鎖し、令和5年2月より市民公益活動支援センターに事業を移管)	平成13年度	委託	16	ちゃぶだい集会	12回 134人	12回 194人	11回 170人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築											●				市民協働部	コミュニティ政策課			
				情報とメディア																			●								
				委託	17	市民活動サポート事業	26団体 130回 605人	32団体 127回 546人	29団体 148回 784人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●	●	●							●					
				委託	18	ショーウィンドー展示	のべ31団体	のべ32団体	のべ24団体	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●	●	●							●					
				委託	19	ショーケース展示	—	—	のべ17団体 (センターでの新規事業)	新規	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●	●	●							●					
				委託	20	ピンポイント講座	13回 58人	16回 95人	9回 77人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築							●							●					
				情報とメディア																					●						
				委託	21	マッチング交流会	2回 39人	2回 56人	4回 96人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築								●									●		
委託	22	オンラインサポート事業	91回 73件	83回 70件	33件 (開館日に随時開催に変更)	継続	重点領域	情報とメディア									●	●						●							
	委託	23	ニュースレター事業	2回 各2,500部	2回 各2,500部	3回 各2,500部	継続	重点領域	情報とメディア									●	●						●						
10	多文化共生施策の推進	「外国人向け市政案内・相談窓口」として、外国人市民が地域で安心して生活できるよう、電話または面談による必要な情報の提供と相談サービスを行います。	平成5年度	委託	24	外国人向け市政案内・相談窓口におけるごみの分別・出し方等に関する情報提供及び「とよなか生活ガイドブック」等による情報提供等	96件	267件	222件	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●	●	●	●					●	●		市民協働部	人権政策課		

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)	事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局		
												幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			配慮を要する			学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称	
																特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他							
11	消費者啓発事業	くらしの中の身近な話題を通して消費者問題等について講座により啓発します。また、高齢者の消費者被害を未然に防止し、早期発見に向け、くらしの再建パーソナルサポート連絡会議、豊中市ライフセーフティネット総合調整会議、地域福祉ネットワーク会議等で連携を図ります。	平成9年度	直営+委託	25	消費生活セミナー	1回 26人	2回 36人	2回 69人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●	●	●				●			市民協働部	くらし支援課	
				直営+委託	26	くらしの教員セミナー	1回 18人	2回 19人	2回 26人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●		●						●					
				直営	27	悪質商法追放キャンペーン	0回	0回	1回	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●						●					
				委託	28	学校における啓発事業	63回 1,967人	90回 2,783人	43回 2,242人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●							●						
				直営+委託	29	消費者教育DVD「しっかり学ぼう！ ネットと契約」～18歳成人に向けて～配布	市内高等学校11校	—	—	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●							●						
				直営	30	特殊詐欺被害防止セミナー	39回 178人	57回 445人	64回 443人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築						●										
				直営	31	くらしのひろばく移動消費者教室 出前教室く広報広聴課受付	12回 830人 1回 21人	9回 146人 1回 35人	11回 357人 1回 45人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築						●	●				●					
				直営	32	地域福祉ネットワーク会議	14回	14回	14回	継続	重点領域	消費者市民社会の構築						●	●	●			●		●			
				直営	33	大学等での消費生活情報の提供や消費者教育出前教室等の実施	小・中学校・高等学校・大学・予備校・専門学校・自動車教習所に若者向け消費者トラブル啓発チラシを配布 ・成年年齢引下げを踏まえ市内全高校(府立5校、私立4校、支援2校)に消費者教育DVDを配付。うち2校で出前教室を実施。	成人式での啓発ポスターの掲示 高等学校に若者向け消費者トラブル啓発チラシを配布 ・市内高等学校3校に出前教室を実施。	小・中学校・高等学校・大学・大学・予備校・専門学校・自動車教習所に若者向け消費者トラブル啓発チラシを配布 ・成年年齢引下げを踏まえ市内高校4校で出前教室を実施。	継続	重点領域	消費者市民社会の構築				●						●		●				
				直営	34	就労希望者及び新規就労者向け消費者啓発講座等の実施	「働くための基礎知識講座」での啓発(1回)	「働くための基礎知識講座」での啓発(1回)	「働くための基礎知識講座」での啓発(1回)	拡充	重点領域	消費者市民社会の構築				●	●	●				●		●				
				直営	35	特殊詐欺被害防止対策機器無料貸与事業	252個	208個	131個	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●	●				●	●					

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)		事業の対象者(複数選択可)								様々な場				所管部局					
													幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称		
																	特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他								
12	消費生活情報の提供事業	安全で豊かな暮らしのための消費生活情報誌(くらしの情報)等を発行し、公共施設を拠点に配布するとともに、くらしかん内にて消費者問題関連冊子等の閲覧や、ホームページ、くらしの安心メールやLINEを活用した配信での情報提供を行います。また、消費者の商品選択に役立てるため、食料品等の生活関連物資の表示などについて、市内施設(販売業者)を調査し、その内容を公表します。小・中学生向けには、消費者教育用副読本を発行し、市内の中学校の新1年生及び小学校の新5年生に配布します。子どもの発達とともに起こりやすい事故をまとめた「乳幼児の事故防止ガイド」を子育て世代を中心に配布します。	昭和50年度	直営	36	くらしの情報	印刷 2回 6,036部 PDF 1回	印刷 2回 6,036部 PDF 1回	印刷 2回 6,036部 PDF 1回	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●	●					●				市民協働部	くらし支援課		
												商品等の安全	●	●	●	●	●	●					●							
												生活の管理と契約	●	●	●	●	●	●	●	●			●							
												情報とメディア	●	●	●	●	●	●	●	●			●							
				直営	37	ショートムービーを活用した情報提供	—	3本	3本	拡充	重点領域	消費者市民社会の構築			●	●						●		●						
												商品等の安全			●	●					●		●							
												生活の管理と契約			●	●					●		●							
												情報とメディア			●	●					●		●							
				直営	38	くらしの安心メール R5.10より市公式LINEを活用した情報提供に統一	31回配信 4,343人登録	31回配信 4,340人登録	39回配信 6,801人登録	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●	●	●						●					
												商品等の安全						●	●	●					●					
												生活の管理と契約						●	●	●					●					
												情報とメディア						●	●	●					●					
				委託	39	生活関連物資課題調査	0回	1回	1回	継続	重点領域	消費者市民社会の構築						●								●				
												商品等の安全						●							●					
												生活の管理と契約							●						●					
												情報とメディア								●					●					
				直営	40	くらしのノート(小学校新5年生) 新・くらしのノート-消費生活編-(中学校の新1年生)	くらしのノート(小学校新5・6年生):4,200冊 新・くらしのノート-消費生活編-(中学校の新1年生):4,300冊	くらしのノート(小学校新5・6年生):4,200冊 新・くらしのノート-消費生活編-(中学校の新1年生):4,500冊	くらしのノート(小学校新5・6年生):4,200冊 新・くらしのノート-消費生活編-(中学校の新1年生):4,200冊	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●							●		●						
												商品等の安全		●	●							●		●						
												生活の管理と契約		●	●							●		●						
												情報とメディア		●	●							●		●						
				直営	41	子育て支援部局等と連携し就学前の子どもの保護者への消費生活情報の提供等	「こども見守りハンドブック」(消費者庁)を関係部局に配付	「こども見守りハンドブック」(消費者庁)を関係部局に配付	「こども見守りハンドブック」(消費者庁)を関係部局に配付	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●												●					
												商品等の安全	●												●					
												生活の管理と契約	●												●					
												情報とメディア	●												●					
				直営	42	乳幼児の事故防止ガイド	10,500枚	10,500枚	10,500枚	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●												●					
												商品等の安全	●												●					
												生活の管理と契約	●												●					
												情報とメディア	●												●					

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)		事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局					
													幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称				
																	特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他										
12	消費生活情報の提供事業	安全で豊かな暮らしのための消費生活情報誌(くらしの情報)等を発行し、公共施設を拠点に配布するとともに、くらしかん内にて消費者問題関連冊子等の閲覧や、ホームページ、くらしの安心メールやLINEを活用した配信での情報提供を行います。また、消費者の商品選択に役立てるため、食料品等の生活関連物資の表示などについて、市内施設(販売業者)を調査し、その内容を公表します。小・中学生向けには、消費者教育用副読本を発行し、市内の中学校の新1年生及び小学校の新5年生に配布します。子どもの発達とともに起こりやすい事故をまとめた「乳幼児の事故防止ガイド」を子育て世代を中心に配布します。	昭和50年度	直営	43	高等学校等への消費生活情報の提供等	成年年齢引下げを踏まえ「社会への扉」(消費者庁資料)を中学生に配布	成年年齢引下げを踏まえ「社会への扉」(消費者庁資料)を中学生に配布	成年年齢引下げを踏まえ「社会への扉」(消費者庁資料)を中学生に配布	拡充	重点領域	消費者市民社会の構築				●	●	●				●		●					市民協働部	くらし支援課		
												商品等の安全				●	●	●				●		●								
												生活の管理と契約				●	●	●				●		●								
												情報とメディア				●	●	●				●		●								
				直営	44	大学等での消費生活情報の提供や消費者教育出前教室等の実施	小・中学校・高等学校・大学・予備校・専門学校・自動車教習所に若者向け消費者トラブル啓発チラシを配布 ・成年年齢引下げを踏まえ市内全高校(府立5校、私立4校、支援2校)に消費者教育DVDを配付。うち2校で出前教室を実施。	成人式での啓発ポスターの掲示 高等学校に若者向け消費者トラブル啓発チラシを配布 ・市内高等学校3校に出前教室を実施。	小・中学校・高等学校・大学・予備校・専門学校・自動車教習所に若者向け消費者トラブル啓発チラシを配布 ・市内高等学校4校にて出前教室を実施。	拡充	重点領域	消費者市民社会の構築					●				●		●									
												商品等の安全					●				●		●									
												生活の管理と契約									●		●									
												情報とメディア									●		●									
13	消費者活動の支援事業	消費者グループ等の活性化を図るため、くらしかんにおいて登録しているグループに対し、活動場所の提供、グループ定例会の運営及び、活動の支援(消費者問題調査研究助成研究発表会含む)を行います。また、とよなか消費者協会を核にしたくらしかん登録グループの自主企画・運営による市民への消費者啓発事業を行います。	昭和45年度	直営	45	くらしかん祭り	中止	中止	消費生活セミナー「消費者市民社会の実現を目指して」27人、計量で重さ当てクイズ、ふれあいステージでフローレンススタジオコンサート等参加者501人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●	●	●				●									
												商品等の安全		●	●	●	●	●	●	●				●								
												生活の管理と契約		●	●	●	●	●	●	●				●								
												情報とメディア		●	●	●	●	●	●	●				●								
				委託	46	生活ひろば事業 講座 リユースバザー 地産地消	生活ひろば事業講座 69講座1,137人 リユースバザー6回 地産地消10回751人	生活ひろば事業講座 51講座1,211人 リユースバザー10回 地産地消7回216人	生活ひろば事業講座 63講座1,265人 リユースバザー10回 地産地消12回1,150人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●	●	●				●									
												商品等の安全		●	●	●	●	●	●	●				●								
												生活の管理と契約		●	●	●	●	●	●	●				●								
												情報とメディア		●	●	●	●	●	●	●				●								

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)	事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局	
												幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称
																特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他						
14	成年後見制度利用支援事業	認知症等の課題を抱えた高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まる中、親族後見、専門職後見のほか、新たな選択肢として市民後見人の活用が望まれている。そのため、市では大阪府等と連携しながら、市民後見人の養成に取り組んでいる。また、本人や親族による後見申立が期待できないケースについては、市長申立を行っている。市民後見人制度の周知、後見等権利擁護を必要とされている方の早期発掘およびその後の支援体制の確立が課題。	平成24年度	直営+委	47	大阪府と共同で市民後見人養成講座を開催し、新たに後見人バンク登録者を確保した。	新規後見人バンク登録者5人	新規後見人バンク登録者2人	新規後見人バンク登録者5人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●	●		●		●				福祉部	地域共生課
				直営	48	長寿安心課、障害福祉課、福祉事務所からの案件に基づいて成年後見等審判請求申立審査会を開催し、市長申立が適当と判断された案件については各課から家庭裁判所に対し後見人等の申立を行う。	申し立て件数47人	申し立て件数48人	申し立て件数42人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築						●	●				●				
15	地域包括支援センター介護予防地域教室委託	地域包括支援センターが主催する、介護予防・認知症予防(認知症ケア)・高齢者虐待や成年後見制度等の権利擁護といった高齢者の在宅生活の支援を目的とするものに関する教室を実施するもの。	平成20年度	委託	49	講座開催	・緑地包括 新型コロナウィルスに便乗した特殊詐欺に注意！ 1回6人参加	・中央包括 消費者被害から身を守ろう 1回7人参加	・柴原包括 撃退！詐欺・悪質商法 1回6人参加 ・千里包括 サギ被害から身を守る 1回8人参加	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●						●			福祉部	長寿安心課
							・服部包括 詐欺・交通・災害について 1回8人参加	・緑地包括 ためになる!! 特殊詐欺対策・交通安全の話 1回16人参加				商品等の安全						●					●				
							・庄内包括 消費者被害にあわないために 1回10人参加	・庄内包括 弁護士による消費者被害講座 1回6人参加				生活の管理と契約						●					●				
												情報とメディア						●					●				

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)		事業の対象者(複数選択可)								様々な場				所管部局			
													幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称
																	特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他						
16	成年後見制度利用支援事業	知的障害や精神障害のある人の権利が守られるよう、福祉を図るため。	平成12年度	直営	50	障害の状態や親族の状況などにより福祉を図るために特に必要と認められる時に市長申立てを行う。	市長申立て件数:3件	市長申立て件数:1件	市長申立て件数:0件	継続	重点領域	消費者市民社会の構築						●	●			●			福祉部	障害福祉課		
												生活の管理と契約							●	●			●					
				直営	51	市町村長が後見、保佐人及び補助人を選任した者についてその後見人の報酬の全部又は一部を助成することにより後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人、被補助人の日常生活の支援や福祉の向上、権利擁護を図ることができるよう支援する。	市町村長が後見、保佐人及び補助人を選任した者についてその後見人の報酬の全部又は一部を助成することにより後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人、被補助人の日常生活の支援や福祉の向上、権利擁護を図ることができるよう支援する。	市町村長が後見、保佐人及び補助人を選任した者についてその後見人の報酬の全部又は一部を助成することにより後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人、被補助人の日常生活の支援や福祉の向上、権利擁護を図ることができるよう支援する。	市町村長が後見、保佐人及び補助人を選任した者についてその後見人の報酬の全部又は一部を助成することにより後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人、被補助人の日常生活の支援や福祉の向上、権利擁護を図ることができるよう支援する。	継続	重点領域	消費者市民社会の構築							●	●			●					
												生活の管理と契約							●	●			●					
17	障害者相談支援事業	障害者及び障害児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができることを目的に、障害者等の福祉に関する問題について、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を図る。	平成18年度	委託	52	相談支援事業所に業務を委託し、市民により近い地域で障害福祉サービス利用等の相談支援を行う。	延相談対応件数 29,551件	延相談対応件数39,601件	延相談対応件数45,919件	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●		●			●	●	●	●			
												商品等の安全	●	●	●	●		●	●			●	●	●	●			
												生活の管理と契約	●	●	●	●		●	●			●	●	●	●			
												情報とメディア	●	●	●	●		●	●			●	●	●	●			
18	障害者基幹相談支援センター事業	市域における相談支援体制の強化を図るため、障害者相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置し障害のある市民が住み慣れた地域で生活を営むことができる環境の実現を目指す。	平成26年度	委託	53	障害のある人の福祉に関する相談内容に応じて、必要な情報や助言、各種障害福祉サービスの利用や権利擁護のための援助を行う。また関係機関との連絡調整や個別対応のバックアップを行う。	延相談対応件数 2,900件			継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●				
												商品等の安全	●	●	●	●		●	●			●	●	●			●	
												生活の管理と契約	●	●	●	●		●	●			●	●	●			●	
												情報とメディア	●	●	●	●		●	●			●	●	●			●	

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)		事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局	
													幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称
																	特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他						
19	食育関連事業	市民一人ひとりが生涯を通じて、健康で心豊かな生活ができるように「市民自らが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる」ための食育を推進します。	平成19年度	直営	54	食育推進のための安全安心ハンドブックⅢの活用	オンライン開催のため配布なし	特定給食施設等研修会(食中毒予防)にて36施設に配布	特定給食施設等研修会(食中毒予防)にて20施設に配布	完了・廃止予定	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●					●	●	●	●	健康医療部	健康推進課	
				直営	55	食品表示基準(保健事項)等に関する指導等	相談26件	相談19件	相談18件	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●								●			
				直営	56	「うちのお店も健康づくり応援団の店」の普及啓発	新規承認店舗数1店舗 累積店舗数497店舗	新規承認店舗数0店舗 累積店舗数497店舗	新規承認店舗数0店舗 累積店舗数497店舗	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●					●	●	●				
												情報とメディア					●					●						
				直営	57	減塩協力店の募集	新規店舗数9店舗 累積店舗数87店舗	新規店舗数0店舗 累積店舗数87店舗	新規店舗数1店舗 累積店舗数88店舗	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●						●		●			
			直営	58	食育プラスワンシートの作成・配布	配布なし	作成依頼は0件だったが、出前講座や対面の栄養相談時に希望者に対して配布した。	他課より依頼1,100部 出前講座、健康教育213部 配布	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●		●	●				●	●	●					
20	特定給食指導等事業	健康増進法に基づき特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設に対して施設管理者及び給食関係者等に栄養改善の見地から必要な指導を行い、給食内容の向上を図るとともに、喫食者に対しても給食を通した健康づくりを推進します。	平成24年度	直営	59	特定給食施設等指導及び支援	個別指導9施設 集団指導1回、33施設	個別指導38施設 集団指導2回、集合型36施設、オンライン開催の申込80施設	個別指導64施設 集団指導2回、集合型20施設、オンライン開催の申込99施設	継続	重点領域	消費者市民社会の構築					●							●				

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)	事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局	
												幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称
																特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他						
21	健康施策の推進	妊娠(胎児)期から高年期まで、あらゆる世代の心と体の健康づくりの推進。豊中市域の現状を踏まえ、各世代における特徴的な健康課題等について、市民への情報提供や健康づくりに必要な環境整備を推進することにより、生活習慣の改善など市民一人一人の自発的な取り組みを支援するとともに、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりの視点で取り組みを進めることで、生涯を通して心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざします。	平成18年度	直営	60	受動喫煙防止対策(啓発事業)	・禁煙週間(5/31～6/6)パネル展 ・受動喫煙防止に関する法改正・府条例・市条例に関して、ホームページ及びSNSでの情報発信 ・受動喫煙に関する相談・苦情の受付 ・喫煙可能室設置届出受付標識配布 ・全市立子ども園に受動喫煙防止啓発のための横断幕設置 ・豊中市情報サロンにて掲示	・禁煙週間(5/31～6/6)パネル展 ・受動喫煙防止に関する法改正・府条例・市条例に関して、ホームページ及びSNSでの情報発信 ・受動喫煙に関する相談・苦情の受付 ・喫煙可能室設置届出受付標識配布 ・全市立子ども園に受動喫煙防止啓発のための横断幕設置	・禁煙週間(5/31～6/6)パネル展 ・受動喫煙防止に関する法改正・府条例・市条例に関して、ホームページ及びSNSでの情報発信 ・受動喫煙に関する相談・苦情の受付 ・喫煙可能室設置届出受付標識配布 ・全市立小中学校及び子ども園に受動喫煙防止啓発のための横断幕設置	継続	重点領域						●						●	●		健康医療部	健康推進課
22	健康施策の推進	妊娠(胎児)期から高年期まで、あらゆる世代の心と体の健康づくりの推進。豊中市域の現状を踏まえ、各世代における特徴的な健康課題等について、市民への情報提供や健康づくりに必要な環境整備を推進することにより、生活習慣の改善など市民一人一人の自発的な取り組みを支援するとともに、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりの視点で取り組みを進めることで、生涯を通して心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざします。	平成18年度	直営	61	1.病院における禁煙化状況・禁煙サポート実施状況調査(大阪府が行う調査に協力) 2.禁煙治療及び禁煙サポート実施医療機関調査(禁煙治療・禁煙サポート実施医療機関一覧リーフレットを作成・配布。市HPIにも掲載。) 3.アプリによる禁煙支援事業「とよなか卒煙プロジェクト」(R1.7開始、委託事業)	1.診療所含む市内医療機関へ調査。保険診療実施48施設。自費診療実施42施設、予定3施設(R2.12月現在) 2.アプリによる禁煙支援事業「とよなか卒煙プロジェクト」の参加募集締切(参加者792名)。事業の継続。	1.診療所含む市内医療機関へ調査。保険診療実施48施設。自費診療実施42施設、予定3施設(R2.12月現在) 2.アプリによる禁煙支援事業「とよなか卒煙プロジェクト」の参加募集締切(参加者792名)。事業の継続。	1.診療所含む市内医療機関へ調査。保険診療実施27施設(うち予定1施設)。自費診療実施12施設(うち予定1施設)。(R5.11月現在) 2.アプリによる禁煙支援事業は終了(R5.3に報告書を公表)	継続	重点領域						●							●			

細事業整理 No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の 開始 年度	運 営 方 法	個 別 事 業 整 理 No.	事業の内容	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	方 向 性	消費者教育の 育むべき力(領域)	事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管 部局	
												幼児 期	小 学 生 期	中 学 生 期	高 校 生 期	成人期		配慮を要する				学 校	地 域	家 庭	職 域	部 名 称	課 名 称
																特 に 若 者	成 人 一 般	特 に 高 齢 者	障 害 者	外 国 人	そ の 他						
23	自殺対策事業	市町村自殺対策計画を包含する豊中市メンタルヘルス計画に基づき多機関多職種で協働・連携し、総括的かつ効果的な自殺対策を進めることを目的とします。	平成22年度	直営	62	自殺に関する知識等の普及啓発	相談窓口一覧を転入世帯に配布。また、市有施設で配布(合計12,000部)。 【自殺予防週間・自殺対策強化月間事業】 ・市有施設にポスター等を掲示・啓発横断幕の掲示	相談窓口一覧を転入世帯に配布。また、市有施設で配布(合計12,000部)。 【自殺予防週間・自殺対策強化月間事業】 ・市有施設にポスター等を掲示・啓発横断幕の掲示	相談窓口一覧を転入世帯に配布。また、市有施設で配布(合計12,000部)。 【自殺予防週間・自殺対策強化月間事業】 ・市有施設にポスター等を掲示・啓発横断幕の掲示	継続	重点領域															健康医療部	医療支援課
24	精神保健事業	市町村自殺対策計画を包含する豊中市メンタルヘルス計画に基づき多機関多職種で協働・連携し、総括的かつ効果的な自殺対策を進めることを目的とします。	平成22年度	直営	63	自殺予防のための人材育成事業	市職員対象 1回開催13人参加	市職員対象 2回開催40人参加	市職員、関係機関対象 6回開催149人参加	継続	重点領域																
25	医療安全支援事業	市民が安心して医療を受けることができる体制を確保するとともに、医療の質の向上を図るために、医療機関、市民や患者に対し、医療安全に関する情報提供や啓発を行います。	平成24年度	直営	64	出前講座	「なぜ、かかりつけ医が必要なの？」1回8人、 「幸せな人生最後を迎えるための準備講座」2回38人	「幸せな人生最期を迎えるための準備講座-医療編-」3回 38人	「幸せな人生最期を迎えるための準備講座-医療編-」1回 22人 「医療機関と上手に付き合う方法」3回 40人	継続	重点領域															健康医療部	保健安全課・医療支援課
		患者が納得して医療にかかるための方法やコミュニケーションの重要性について学ぶことで、患者側のコミュニケーションスキルの向上を図り、患者と医療機関側との信頼関係の構築を目指します。	平成29年度	直営	65	市民向け医療安全研修会	実施せず	実施せず	実施せず	継続	重点領域																保健安全課

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)	事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局		
												幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称	
																特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他							
26	薬局等の許可届出・監視指導	品質及び安全性の確保された医薬品、医療機器の供給を通じ、市民の健康で豊かな生活を支援します。薬局・薬剤師を健康相談拠点とし、市民の健康意識の向上を図ります。また、市民への薬の正しい知識の普及を通じ、薬による健康被害の発生を防ぎ、市民の安心安全を確保します。	平成24年度	直営	66	出前講座	「子ども向け保健所教室」として、市立東豊台小学校3年生を対象に、医薬品適正使用の講習会(オンライン工場見学を含む)を実施(衛生管理課と連携)1回 106人	実施せず	実施せず	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●	●				●	●				健康医療部	保健安全課
				直営	67	啓発キャンペーン	新型コロナウイルス感染拡大のため実施せず	新型コロナウイルス感染拡大のため実施せず	実施せず	継続	重点領域	情報とメディア		●	●	●	●	●					●					
27	薬物乱用防止啓発	危険ドラッグ等の薬物の恐ろしさを市民に伝えることにより、乱用の拡大を未然に防止します。	平成24年度	直営	68	出前講座	「薬物乱用防止教室」5回 436人	「薬物乱用防止教室」4回 292人	「薬物乱用防止教室」4回 112人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●	●				●	●				健康医療部	保健安全課
				直営	69	啓発キャンペーン	新型コロナウイルス感染拡大のため実施せず	新型コロナウイルス感染拡大のため実施せず	ロビー展 6日間 1回	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●	●					●	●				
			平成29年度	委託	70	若年層向け薬物乱用防止啓発楽曲作成	クリアファイル 3,200枚	クリアファイル 3,200枚	クリアファイル 3,318枚	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●						●	●	●			

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)		事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局		
													幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称
																	特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他							
28	食品衛生事業	食品衛生及び食品表示の正しい知識を普及し、食中毒等の食品による健康被害発生の防止を図る。	平成24年	直営	71	講習会	講習会4回 185人 (事業者対象1回、消費者対象3回)	講習会8回 304人 (事業者対象5回、消費者対象3回)	講習会15回 1025人 (事業者対象7回、消費者対象8回)	継続	重点領域	消費者市民社会の構築	●	●	●	●	●	●				●	●		●	健康危機対策課 健康医療部			
				直営	72	リスクコミュニケーション	実施なし	実施なし	2日間実施。参加者53名	継続	重点領域	消費者市民社会の構築			●		●							●					
29	感染症予防事業	性教育の中で、コンドームの話をするが、使用期限の確認、使用時の注意点、保管方法の注意点等を説明し、安全な使用についての知識普及。		直営	73	保健所の母子保健と一緒に中学校(中学3年生を対象に)で性教育を実施。	令和3年度はコロナ対応のため実施できず。 参考資料等を送付した。	令和4年度はコロナ対応のため実施できず。	令和5年度はおやこ保健課と中学校1校に性教育を実施しました。	継続	重点領域	商品等の安全				●	●	●	●				●	●		●			
30	健康教育	母性並びに乳幼児に関する教育事業を実施し、乳幼児の健全育成、健康の保持増進、家庭における乳幼児の事故予防の周知啓発を行う。	平成9年	直営	74	健康教育	健康教育(事故予防) 新型コロナウイルス感染対策のため実施せず。	健康教育(事故予防) 新型コロナウイルス感染対策のため実施せず。	実施回数:9回 参加者数:91人	継続	重点領域	商品等の安全	●				●						●			こども未来部	おやこ保健課		
31	母子健康手帳交付事業	母子健康手帳交付の機会を通じ、すべての妊産婦等と面接することにより個々の妊婦が持つ妊娠・出産・育児などに関する不安や悩みを把握し、必要な保健指導や諸サービスの紹介など援助を行う。	平成9年	直営	75	母子健康手帳交付	3,167人	3,083人	2,915人	継続	重点領域	商品等の安全	●					●						●		こども未来部	おやこ保健課		

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)	事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局	
												幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称
																特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他						
32	水道出前教室	・小学4年生及びその保護者を対象に、水道水ができるまでの過程や、各家庭に水道水が配られる仕組み、水道水の安全性について学ぶ。	平成12年	直営	76	出前教室 実験器具の貸出及び学習資料の提供を行い、視聴覚教材(局作成YouTube動画)の活用で教員の指導のもと、実験を実施。	実験参加 35校 3029人 冊子のみ提供 6校 643人	実験参加 36校 3194人 冊子のみ提供 6校 576人	実験参加 29校 2,742人 冊子のみ提供 11校 989人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●				●							上下水道局経営部	経営企画課	
											生活の管理と契約		●					●									
33	出前講座	・上下水道局の事業内容や、取組みにを説明し、質問にこたえながら関心や理解を深める。		直営	77	出前講座 ・そのとき水は ・飲み水ができるまで ・受水槽式給水から直結給水へ ・下水道の仕組みと降雨時の体制について	1回7人(講座名「そのとき水は」)	1回16人(講座名「縁の下の力持ち、下水道のお話」)	4回開催 ①講座名「飲み水ができるまで」大人53人(うちweb参加36人)②講座名「縁の下の力持ち、下水道のお話」大人11人乳幼児3人③講座名「飲み水ができるまで」大人7人子ども25人④講座名「そのとき水は！～震災時の水の確保について～」大人28人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●		●					●			上下水道局経営部	経営企画課
											商品等の安全		●	●	●		●					●					
											生活の管理と契約		●	●	●		●					●					

細事業整理No.	事業名称 (細事業名)	事業の目的	事業の開始年度	運営方法	個別事業整理No.	事業の内容	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	方向性	消費者教育の育むべき力(領域)		事業の対象者(複数選択可)										様々な場				所管部局					
													幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		配慮を要する				学校	地域	家庭	職域	部名称	課名称				
																	特に若者	成人一般	特に高齢者	障害者	外国人	その他										
34	出前講座 (図書館の便利な活用法)	図書館は情報の宝庫です。生活の中のいろいろな疑問の解決に役立つ図書館の活用法や図書館Webサイトの機能、電子書籍の利用方法等、図書館に蓄積されているさまざまな情報源の活用について紹介します。	H26年度	直営	78	情報リテラシーを高めるための図書館活用講座	実績なし	実績なし	実績なし	継続	重点領域	情報とメディア															教育委員会事務局	読書振興課				
35	環境学習の推進	子どもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行う。 ②こども園(私立の保育所、幼稚園も含む)や学校など市民のところへ出かけていく出前講座による環境学習を行う。	平成24年度	直営+委託	79	施設見学会	実施:8回 207人	実施:8回 225人	実施:8回 332人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●		●			●	●				豊中市伊丹市クリーンランド	再資源・搬入課				
				委託	80	市民講座	実施:9回 140人	実施:12回 169人	実施:12回 235人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築			●	●	●		●				●									
				直営+委託	81	出前講座	実施:42回 3,630人	実施:72回 5,908人	実施:73回 6,013人	継続	重点領域	消費者市民社会の構築		●	●	●	●					●	●		●							
36	課題別講座	市民に生涯学習や人権学習の機会を提供し、教養の向上・健康の増進・生きがいづくりなどを支援します。	昭和33年度	直営	82	公民館人権啓発事業公民館講座	「キャッシュレス時代のお金の払い方～賢く利用してトラブル防止」他中央4回・蛍池2回・庄内1回のべ120人	「金融トラブルに巻き込まれないために～特殊詐欺の手口と対策」講座の実施他 実施:149回4,111人	「金融トラブルに巻き込まれないために～特殊詐欺の手口と対策」講座の実施他 実施:36回306人	継続	重点領域	生活の管理と契約			●	●	●		●	●				●			教育委員会	中央公民館				
												情報とメディア			●	●	●		●	●				●								
37	公民分館事業	文化祭、体育祭などの行事や公民分館講座の実施などをおして、地域のすべての人を対象に、生涯学習、文化活動、仲間づくり場としての公民分館活動を推進します。	昭和24年度	直営+委託	83	公民分館人権学習講座	実施なし	実施:21回 715人	実施:25回 633人	継続	重点領域	生活の管理と契約			●	●	●		●	●				●			福祉部	地域共生課				
												情報とメディア			●	●	●		●	●				●								
38	地域福祉ネットワーク会議	誰もが住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人の早期発見から支援につながるライフセーフティネットの構築を図るとともに、地域包括ケアシステムの全市的な推進を目的として、福祉・保健・医療の関係機関等が分野を据えて密接に連携し、総合調整等を行う。	平成16年度	直営	再掲	左記の目的の地域福祉ネットワーク会議の中で、担当課からの依頼に応じ、特殊詐欺被害防止等の消費者教育に関する情報提供も行う。	14回	14回	14回	継続	重点領域	消費者市民社会の構築							●	●	●			●		●	福祉部	地域共生課				
												商品等の安全									●	●	●			●				●		
												生活の管理と契約										●	●	●						●		●
												情報とメディア										●	●	●						●		●

2. 参考資料／用語解説（50音順）

消費者教育

「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動」（消費者教育の推進に関する法律第2条第1項抜粋）

消費者市民社会

「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関与する社会」（消費者教育の推進に関する法律第2条第2項抜粋）

言いかえると、消費者が、お互いの違いを大事にしながら、地球のことや社会のこと、将来の世代のことを考えて行動すること※で、公正で持続可能な社会をつくっていくような社会

※倫理的消費（エシカル消費）のことで、省エネルギーや省資源など環境の負荷の低減を考えて行う「環境に配慮」した消費行動や、立場の弱い発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立をめざす公平な貿易により発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に消費行動する「フェアトレード商品の購入」など。

成年年齢の引き下げ

平成30年（2018年）6月、「成年年齢の引下げ等に関する民法改正案」及び「消費者契約法改正案」が制定され、契約等にかかる成年年齢が引き下げられた（令和4年（2022年）4月施行）。

ピーディーシーエイ PDCAサイクル

Plan（計画）を立てて、Do（実施）した結果を、Check（点検）し、Action（改善）する、継続的改善を目的としたしくみ。

ライフステージ

年齢にともなって変化する生活スタイルや生活段階。人生における出生から就学、就職、結婚、出産、子育て、退職など人生の節目によって変わる生活スタイルや幼児期・小学生期・中学生期・高校生期・成人期などのそれぞれの段階。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



くらしがん

豊中市 市民協働部 くらし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号 豊中市立生活情報センターくらしがん

TEL 06 (6858) 5060 FAX 06 (6858) 5095

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/roudou/shohi/index.html>